

1 特殊公務災害補償及び国際緊急援助活動特例災害補償

(1) 制度の趣旨

警察官、消防吏員、国際緊急援助隊隊員等である職員は、その任務の遂行に当たって高度の危険が予測されるにもかかわらず、職責上あえてその職務を遂行しなければならない場合があることに鑑み、これらの職員が、その生命又は身体に対する高度の危険が予測される状況の下において、犯罪の捜査、火災の鎮圧その他所定の職務に従事し、そのため公務上の災害を受けた場合には、傷病補償年金、障害補償若しくは遺族補償又は傷病特別給付金等について特例的に加算措置を講ずることとしています（法第46条、政令第11条）。

(2) 対象となる職員及び職務

次の表の左欄に掲げる職員が、生命、身体に対する高度の危険が予測される状況の下において、下欄の職務に従事し、そのため公務上の災害を受けた場合における当該災害がこれに該当します。

職 員	職 務
警 察 官	① 犯罪の捜査 ② 犯人又は被疑者の逮捕、看守又は護送 ③ 勾引状、勾留状又は収監状の執行 ④ 犯罪の制止 ⑤ 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象又は火災、爆発その他これらに類する異常な事態（以下「天災等」という。）の発生時における人命の救助その他の被害の防範
警察官以外の 警 察 職 員	犯罪鑑識、船舶又は航空機の運航その他の職務で、警察官が上欄の①から⑤に掲げる職務に従事する場合において当該警察官と協同して行うもの
消 防 吏 員	① 火災の鎮圧 ② 天災等の発生時における人命の救助その他の被害の防範
麻 薬 取 締 員	① 麻薬、向精神薬、大麻、あへん又は覚醒剤に関する犯罪の捜査 ② 麻薬、向精神薬、大麻、あへん又は覚醒剤に関する犯罪に係る犯人又は被疑者の逮捕又は護送 ③ 麻薬、向精神薬、大麻、あへん又は覚醒剤に関する犯罪に係る勾引状、勾留状又は収監状の執行
災害応急対策 従 事 職 員	<災害応急対策従事職員とは…> 災害対策基本法第50条第1項第1号から第3号までに掲げる事項に係る災害応急対策に職務として従事する職員をいいます。 <職 務> 天災等の発生時における人命の救助その他の被害の防範
国 際 緊 急 援 助 隊 隊 員	<国際緊急援助隊隊員とは…> 国際緊急援助隊の派遣に関する法律第2条各号に掲げる活動に職務として従事する職員をいいます。 ※ 特殊公務災害に該当する場合は国際緊急援助活動特例災害には該当しません。

(3) 補償額等の加算措置の内容

特殊公務災害補償及び国際緊急援助活動特例災害の補償は、補償額に係る特別措置ですので、該当するかどうかの認定は補償の支給の決定を行う段階で行われますが、特殊公務災害補償又は国際緊急援助活動特例災害と認定されればそれぞれの補償の額に、次の表の加算率を乗じて得た額が加算されます。

また、補償と併せて支給される傷病特別給付金、障害特別給付金、遺族特別給付金の額についても、加算後の補償の額を基礎として算定されます。

特殊公務災害が適用される補償		区 分	加 算 率
傷 病 補 償 年 金	132 ページ	第 1 級	40/100
		第 2 級	45/100
		第 3 級	50/100
障 害 補 償	障 害 補 償 年 金	第 1 級	40/100
		第 2 級	45/100
		第 3 級～第 7 級	50/100
	障 害 補 償 一 時 金	第 8 級～第 14 級	50/100
遺族補償年金・遺族補償一時金		163・170 ページ	50/100

(4) 請求手続

- 補償の請求時に請求することとされています。ただし、傷病補償年金については、基金が職権で決定します。
- 所定の請求書（基金支部に備え付けています。）により請求してください。
- 通常の添付資料のほか、当該災害が特殊公務災害又は国際緊急援助活動特例災害に該当することを証明できる資料が必要です。（特殊公務災害又は国際緊急援助活動特例災害に該当すると予想される事案については、災害発生時にその資料を収集、整理しておく必要があります。傷病補償年金についても、任命権者の意見を聞いて決定しますので同様に準備してください。）
- 所属・任命権者を経由して提出してください。

2 公務で外国旅行中の職務の場合の補償の特例

療養補償の範囲は通常の補償 114 ページ のほか自宅以外の場所における療養に必要な宿泊及び食事で療養上相当と認められるものが支給されます。